

群馬工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

平成29年12月6日 制定
令和2年7月1日 改正

(設置)

第1条 群馬工業高等専門学校に群馬工業高等専門学校におけるいじめ防止等基本計画（以下「本校基本計画」という。）第6の規定に基づき、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本校基本計画に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対応及び再発防止のため、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事
- (5) 専攻科長
- (6) 学生相談室長
- (7) 事務部長
- (8) 学生課長
- (9) 外部専門家
- (10) その他校長が必要と認める者

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

ただし、学生の処分に関する議事は、出席委員の3分の2以上の同意がなければ議決することはできない。

- 6 前項の処分が、懲戒処分に該当する場合は、厚生補導委員会に付議する。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる

(調査小委員会の設置)

第6条 委員長は、第2条に規定するいじめの具体的事案に関し、調査を行う必要が生じた場合は、委員会の下に調査小委員会を設置することができる。

2 調査小委員会の委員は、教職員の中から校長が指名する。なお、必要に応じて、学外の専門的知識を有する者を委員に加えることができる。

3 調査小委員会に主査を置き、調査小委員会委員の中から校長が指名する。

4 調査小委員会主査は、調査小委員会を召集し、その議長となる。

5 調査小委員会は、調査結果を報告書にまとめ、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

6 調査小委員会の委員の任期は、調査小委員会が設置された日から報告書を委員長に提出した日までとする。

(プライバシー等の保護及び守秘義務)

第7条 委員会委員及び調査小委員会委員及び関係者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権等を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第8条 いじめ防止等に関する事務は、学生課において処理をする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規則は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。